

審査・評価委員会運営要領  
(ガバニングボード 令和7年1月30日最終改正)新旧対照表

改正後	現行
審査・評価委員会運営要領  令和2年9月17日 ガバニングボード決定 (最終改正: <u>令和7年1月30日</u> )  (略)	審査・評価委員会運営要領  令和2年9月17日 ガバニングボード決定 (最終改定: <u>令和6年10月31日</u> )  (略)
1. 審査・評価委員会分科会の業務 (1) 分科会の設置 運用指針に定めるシステム改革型の審査・評価を円滑に実施するため、本委員会に、 <u>戦略的大学改革・イノベーション創出環境強化事業分科会</u> 、スタートアップ・エコシステム形成推進事業分科会、新 SBIR 制度加速事業分科会及び標準活用加速化支援事業分科会を設置する。  (2) 分科会への付託 下表左欄に掲げる事業の審査・評価に係る業務については、下表右欄に掲げる分科会に付託することとし、分科会の決定事項については、本委員会の決定事項とする。ただし、特に重要な事項がある場合は、各分科会合同による本委員会を開催して決定する。	1. 審査・評価委員会分科会の業務 (1) 分科会の設置 運用指針に定めるシステム改革型の審査・評価を円滑に実施するため、本委員会に、 <u>地域中核大学イノベーション創出環境強化事業分科会</u> 、スタートアップ・エコシステム形成推進事業分科会、新 SBIR 制度加速事業分科会及び標準活用加速化支援事業分科会を設置する。  (2) 分科会への付託 下表左欄に掲げる事業の審査・評価に係る業務については、下表右欄に掲げる分科会に付託することとし、分科会の決定事項については、本委員会の決定事項とする。ただし、特に重要な事項がある場合は、各分科会合同による本委員会を開催して決定する。

運用指針に定める事業	業務を付託する分科会
地域中核大学イノベーション創出環境強化事業(令和8年度まで)、戦略的 <u>大学改革・イノベーション創出環境強化事業</u>	<u>戦略的<u>大学改革・イノベーション創出環境強化事業</u>分科会</u>
スタートアップ・エコシステム形成推進事業	スタートアップ・エコシステム形成推進事業分科会
新 SBIR 制度加速事業	新 SBIR 制度加速事業分科会
標準活用加速化支援事業	標準活用加速化支援事業分科会

(略)

### 3. 分科会事務局

戦略的大学改革・イノベーション創出環境強化事業分科会に係る事務局は大学改革・ファンド担当室が、スタートアップ・エコシステム形成推進事業分科会及び新 SBIR 制度加速事業分科会に係る事務局はイノベーション推進担当が、標準活用加速化支援事業分科会に係る事務局は標準活用推進室が担当する。

(略)

(別紙)

審査・評価委員会の構成

運用指針に定める事業	業務を付託する分科会
<u>地域中核大学イノベーション創出環境強化事業</u>	<u>地域中核大学イノベーション創出環境強化事業分科会</u>
スタートアップ・エコシステム形成推進事業	スタートアップ・エコシステム形成推進事業分科会
新 SBIR 制度加速事業	新 SBIR 制度加速事業分科会
標準活用加速化支援事業	標準活用加速化支援事業分科会

(略)

### 3. 分科会事務局

地域中核大学イノベーション創出環境強化事業分科会に係る事務局は大学改革・ファンド担当室が、スタートアップ・エコシステム形成推進事業分科会及び新 SBIR 制度加速事業分科会に係る事務局はイノベーション推進担当が、標準活用加速化支援事業分科会に係る事務局は標準活用推進室が担当する。

(略)

(別紙)

審査・評価委員会の構成

<戦略的大学改革・イノベーション創出環境強化事業分科会>

【座長】

○上山 隆 大 （総合科学技術・イノベーション会議 常勤議員）

【委員】

○東 博 暢 （株式会社日本総合研究所 リサーチ・コンサルティング部門プリンシパル）

○沖 村 正 博 （公益社団法人長野県産業振興機構 常務理事）

○岸 本 康 夫 （JFE スチール株式会社スチール研究所研究技監）

○佐 藤 康 博 （株式会社みずほファイナンシャルグループ特別顧問）

<地域中核大学イノベーション創出環境強化事業分科会>

【座長】

○上山 隆 大 （総合科学技術・イノベーション会議 常勤議員）

【委員】

○東 博 暢 （株式会社日本総合研究所 リサーチ・コンサルティング部門プリンシパル）

○沖 村 正 博 （公益社団法人長野県産業振興機構 常務理事）

○岸 本 康 夫 （JFE スチール株式会社スチール研究所研究技監）

○佐 藤 康 博 （株式会社みずほファイナンシャルグループ特別顧問）